

防衛省における令和3年3月1日以降に契約締結する工事に係る特例措置について

当該工事に係る工事費算出につきましては、国土交通省において公表している「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下、「旧労務単価」という。）を使用しているところです。

令和3年2月19日、国土交通省が公表した「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下、「新労務単価」という。）は旧労務単価に比して上昇していることを踏まえ、当支局においては令和3年3月1日以降に契約を締結する工事は新労務単価を適用することとしました。

しかしながら、当該工事は、新労務単価の適用に係る見積期間が適切に確保できないため、**入札時は旧労務単価を使用することとし**、契約締結後、当局における建設工事請負契約書第67条に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

参考：国土交通省ホームページアドレス（工事労務単価）

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00026.html

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

九州防衛局

熊本防衛支局 建設計画官付

工事調整専門官 當麻 育雄

TEL: 096-368-2173